

制度利用の流れ

1 宣誓日の予約

宣誓日の1週間前までに申し込んでください。

〈申し込み〉人権多文化共生推進課 人権多文化共生推進係
 ☎お太助フォン42-5630 ☎47-1206
 ✉zinkentabunka@city.akitakata.jp

2 宣誓

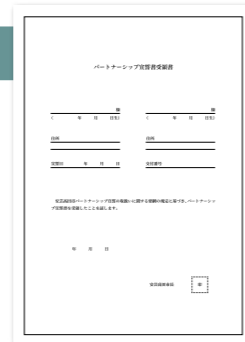
2人そろって宣誓場所(市役所本庁)へ来てください。
 パートナーシップ宣誓書に記入していただきます。

〈必要書類〉・住民票または住民票記載事項証明書
 ・配偶者がいないことを証明できる書類(戸籍謄本など)
 ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
 ・通称名の使用を希望する場合は通称名を証明する書類

3 「宣誓書受領カード」「宣誓書受領証」発行



宣誓書受領カード



宣誓書受領証

パートナーシップ制度 よくある質問

結婚との違いは？

結婚は法律に基づいて行われ、法的な権利・義務が発生しますが、パートナーシップ制度は市の独自制度なので法的効力はありません。

受領証交付のメリットは？

2人の関係が証明できるようになり、市営住宅への入居などの行政サービスが利用できます。
 利用できる行政サービス(市ホームページ)



パートナーシップ制度とは

一方、または双方が性的マイノリティ(LGBTQ※)の2人が、「互いを人生のパートナーとして認め、日常生活で協力し合うこと」を宣誓した書類などを市に提出した際に、「受領証」と「受領カード」を交付する制度です。市が独自に行う制度で法的効力はありませんが、受領書の交付を受けることで利用できる行政サービスがあります。

※LGBTQ…レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシャル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人)、クエスチョニング(自分の性別や性的指向を決められない、迷っている人)など性的マイノリティの方を表す総称のひとつです。

対象

- 2人のうち一方、または双方が性的マイノリティ
 - 一方が市内に住民票がある、または市内へ転入予定(宣誓日から14日以内)
 - 双方が成年に達している など
- ▶ 詳細は市ホームページを確認してください。



10月から
安芸高田市

パートナーシップ制度
が始まりました

広島市と相互利用に関する協定を結びました

パートナーシップ制度を利用した方が広島市へ住所を異動した際に、受領証などを継続して使用することができます。

問人権多文化共生推進課 人権多文化共生推進係 ☎お太助フォン42-5630